

認証機関の認定取消しにより認証有効期限を延長した場合の対応

通知 22JGF40 では認証機関が認定取消しとなった場合の措置を、通知 22JGF54 では今般の認証機関の変更についてお知らせしたところです。

これら通知を適用し、認証の有効期限を延長した場合の対応を定めましたのでお知らせします。

記

1. 維持審査(移行審査)と更新審査の同時受審

22JGF54 では、維持審査のタイミングで新しい認証機関に移転する場合でも認証サイクルは変わらないとしたが、この際に 22JGF40 を適用し、維持審査を 6 カ月を超えない期間で延長した場合、維持審査と更新審査が同一の日程となることが起こり得る。

この時、一つの審査計画の中で維持審査と更新審査を連続して実施することを可能とする。それぞれの審査工数は総合規則に定められた工数の 50%以上を確保しなければならない。また、審査報告書はそれぞれの審査をまとめても良いが、そのような審査を実施した根拠を残さなければならない。

以上